

議案第95号関連資料

明石市下水道条例等の一部を改正する等の条例について

1 改正等の目的

都市局下水道室と水道局を統合し、下水道事業と水道事業を通じて一人の管理者のもとで経営を行うため、下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、明石市下水道条例などの関係条例について所要の整備を図ることにつき、条例の一部を改正し、及び廃止をしようとするものです。

2 改正等の概要

No.	条例名	改正等の主な内容
1	明石市下水道条例	<ul style="list-style-type: none">・「市長」を「公営企業管理者」に改める。・「規則」を「規程」に改める。・排水設備の規定等に関して所要の整備を行う。
2	明石市事務分掌条例	<ul style="list-style-type: none">・都市局の事務分掌から「下水道に関すること。」を削る。
3	明石市職員定数条例	<ul style="list-style-type: none">・下水道事業事務部局の職員の定数を、市長事務部局から減じ、水道事業事務部局に加える。
4	明石市職員退職手当条例	<ul style="list-style-type: none">・一般職から引き続き公営企業管理者となる者に係る特則を改める。
5	明石市開発事業における手続及び基準等に関する条例	<ul style="list-style-type: none">・下水道に関する協議の対象等を「市長」から「公営企業管理者」に改める。
6	東播都市計画事業明石市下水道事業受益者負担に関する条例	<ul style="list-style-type: none">・「市長」を「公営企業管理者」に改める。
7	明石市公営企業管理者の設置及び給与等に関する条例	<ul style="list-style-type: none">・一般職から引き続き公営企業管理者となる者に係る特則を改める。
8	明石市水洗便所改造資金等貸付条例	<ul style="list-style-type: none">・水洗便所改造資金等貸付制度については、その目的を達成したことから廃止する。

3 施行期日

2025年(令和7年)4月1日。ただし、明石市水洗便所改造資金等貸付条例の廃止は、公布の日